

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年9月15日)

〔件　名〕

- 6 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の用途規制違反について

(くらしの安心推進課・住宅政策課) · · · 1

生活環境部

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法の用途規制違反について

平成22年9月15日

くらしの安心局住宅政策課

くらしの安心局くらしの安心推進課

昨年、大手クリーニングチェーンのドライクリーニング工場において、建築基準法第48条に基づく用途規制に違反し、引火性溶剤を使用して操業していた問題を受け、国土交通省が実施したドライクリーニング業を営む工場の全国実態調査の結果が9月10日に公表されました。

本県においても、42件の用途規制違反が確認されましたので、早急に新たな違反の防止対策を講じるとともに、同日発出された国土交通省の技術的助言を踏まえて違反是正等の対応を検討することとしております。

1 これまでの経緯

- (1) 昨年7月及び12月に、建築基準法第48条の規定により引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は原則建築できない住居系・商業系の用途地域において、大手クリーニングチェーンが工場を設置し、引火性溶剤を使用して操業していることが判明した。
- (2) 鳥取県内では、当該大手クリーニングチェーンが米子市に工場を設置しており、昨年12月に米子市が立入調査により違反事実を確認し、是正指導を行った。
- (3) 国土交通省は、本年1月から、各都道府県にドライクリーニング工場に関する実態調査を依頼し、その結果、全国では用途規制違反が14,479件（うち鳥取県は42件）あることを公表した。

2 県内の実態調査結果

(1) 実態調査の結果

ドライクリーニング工場数	工場数	備考
県内の工場数	120	
用途規制違反のないもの	78	
用途規制違反があるもの	42	鳥取市22、倉吉市3、米子市17

(2) 建築基準法第48条による用途規制

建築基準法第48条では、用途地域ごとに建築できる建物を規制しており、引火性溶剤は火災の危険性が高いため、同溶剤を用いる工場は、住居系、商業系の用途地域での立地が原則禁じられている。

(3) 用途規制違反が生じた主な要因

- ・用途規制については、建築確認申請において審査を行うが、店舗、取次店等の用途で申請された場合は（2）の規制を受けず、その後に洗濯設備の変更（ウェットからドライなど）を行った場合や既存の店舗で開設する場合は確認申請自体が不要であること。
 - ・クリーニング店の開設にはクリーニング業法に基づく届出が必要であるが、洗濯設備が引火性溶剤を使用するか否かは問わないこと。
- など、法制度に空白が生じており、用途規制違反が生じたもの。

3 国土交通省の技術的助言の概要

ドライクリーニング工場における引火性溶剤の使用に伴う火災危険性の除去に必要な安全対策に係る技術的基準（別紙）を定め、建築基準法第48条に基づく許可を活用して違反是正に当たるよう助言。

4 用途規制違反の防止対策及び違反是正対応

(1) 新たな用途規制違反の防止対策

- ・県はクリーニング業法に基づく開設の届出、変更届において、引火性溶剤の使用の有無、クリーニング店の所在地の用途規制を含めて届出を求め、速やかにその情報を（県及び市の）建築確認部局に提供し、用途規制への適合状況の確認を行うことにより、新築、増改築時だけでなく、既存店舗での開業、洗濯設備更新時にも用途規制の確認を行う。
- ・引火性溶剤を使用したクリーニング営業に係る規制について事業者に十分な周知を図る。

(2) 既に用途規制違反があるものは正対応

- ・事業者向けの説明会を行い、違反事項の認識、現時点で実施可能な安全対策については早急に実施するよう要請する。
- ・クリーニング事業者は零細事業者も多いため、事業者の意見をよく聞いた上で、事業者の負担の軽減に配慮しつつ、各市（特定行政庁）において同技術的基準に沿った安全対策を講ずるよう違反是正を指導する。
- ・違反是正に当たっては、相当の猶予期限を設けるとともに、総合事務所生活環境局、特定行政庁に相談窓口を設け、事業者の相談対応に当たる。

火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

1. 引火性溶剤の保管方法等

次の(1)から(5)までに適合していること。

- (1) 引火性溶剤を保管する容器（以下「容器」という。）は、洗濯機、乾燥機、ボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に50cm以上（垂直方向については床面から天井まで）離した場所に設置されていること。
- (2) 容器の設置場所から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から容器上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 容器が屋内に設置されている場合、容器が設置されている室に機械換気設備が設けられており、かつ、容器が設置されている室全体の単位床面積（容器の設置場所が隔壁等により区画され、区画された部分内に機械換気設備が設けられている場合は、区画された部分の単位床面積）あたり0.3m³/minの換気量が確保されていること。
- (4) 容器は、次の①及び②に適合していること。
 - ① 密閉できる構造であること。
 - ② 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3の2に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号）第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合していること。
- (5) 固定容器については、適切にアースが設置されていること。

2. 洗濯機・乾燥機の安全対策

次の(1)から(4)までに適合している洗濯機及び乾燥機（洗濯及び乾燥を同一の機械内で行うものを含む。）が設置されていること。

- (1) 洗濯機及び乾燥機には、適切にアースが設置されていること。
- (2) 洗濯機は、洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能を有するものであること。
- (3) 洗濯機は、次の①から④までのいずれかの機能が設けられているものであること。
 - ① 洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能
 - ② 溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能
 - ③ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能
 - ④ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に洗剤の

自動投入を行う機能

(4) 乾燥機は、次の①及び②に適合していること。

- ① 処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能が設けられていること。
- ② 溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造であること（溶剤回収型乾燥機であること又はダクトで直接屋外への排気を行う措置がなされていること）。

3. 作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

次の(1)から(4)までに適合していること。

- (1) 機械換気設備が適切な位置に設けられており、かつ、作業場のある室全体の単位床面積あたり $0.3\text{m}^3/\text{min}$ の換気量が確保されていること。
- (2) 溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲。）をいう。以下同じ。）から水平方向に 1m 以内（垂直方向については床面から開口部の最上端の上方 15cm 以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 溶剤の漏出が想定される場所から水平方向に 50cm 以内（垂直方向については床面から天井まで）には、ボイラー、アイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていないこと。
- (4) 作業場の床は、溶剤が浸透しない構造であること。

4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等

このほか、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場においては、日常の作業における安全管理を徹底することが必要不可欠であり、法第 48 条第 1 項から第 9 項までの規定に基づく許可の際に、次の(1)から(5)までが適切に実施されるよう安全管理の体制及び方法を確認する必要がある。

具体的には、安全管理の責任者を定め、次の(1)から(5)までに関する安全管理のチェックリストを作成して見やすい場所に掲示し、又は分かりやすい場所に常備することにより、作業時に確実に確認させる等安全管理を徹底させる体制及び方法について許可の条件とする必要がある。

(1) 人体、作業服等の帯電防止

- ① 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されていること。
- ② 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯物若しくは乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去すること。

(2) 溶剤の管理

- ① 溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じておくこと。
- ② 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置しないこと。

- ③ 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート (M S D S) に示された管理方法に従うこと。
 - ④ 洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率を 10^9 $\Omega \cdot m$ 以下に保つこと。
- (3) 機械の管理
- ① 洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施すること。
 - ② ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行うこと。
- (4) 作業場の管理
- ① 1. (2) 及び 3. (2) により電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込まないこと。また、溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示しておくこと。
 - ② 溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置しないこと。
 - ③ 使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）別表第 5 に基づきその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備が作業場内に設置されていること。ただし、危険物の規制に関する政令第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、当該各号に定める消火設備が設置されていること。
 - ④ 前号に掲げる消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施すること。
- (5) このほか、ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令に従うこと。